

【平成 27 年 9 月 18 日】

水質汚濁防止法施行規則等の一部の改正について

水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令（平成 27 年環境省令第 33 号：平成 27 年 9 月 18 日）が公布され、平成 27 年 10 月 21 日から施行されることとなります。

1. 改正の趣旨

今回の改正は、水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）第 3 条第 1 項、第 14 条の 3 第 1 項及び第 27 条の規定に基づき、水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定めることとなります。

2. 改正の内容

- ①「水質汚濁防止法施行規則（昭和 46 年総理府・通商産業省令第 2 号）」別表第 2
地下水の浄化基準等の一部改正

（改正前）トリクロエチレン 0.03mg/L →（改正後）トリクロエチレン 0.01mg/L

- ②「排水基準を定める省令（昭和 46 年総理府令第 35 号）」別表第 1
排水基準の一部改正

（改正前）トリクロエチレン 0.3mg/L →（改正後）トリクロエチレン 0.1mg/L

3. 施行期日

この省令は、平成 27 年 10 月 21 日から施行することとなります。